

恩給法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(閣法第六号)(衆議院送付) 要旨

本法律案は、平成十四年における消費者物価の動向等にかんがみ、普通扶助料に係る寡婦加算の年額の引下げを行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、普通扶助料に係る寡婦加算の年額の引下げ

普通扶助料に係る寡婦加算の年額を、平成十五年四月分以降、扶養遺族である子を二人以上有する妻にあつては二十六万七千五百円(現行二十六万九千九百円)に、扶養遺族である子を一人有する妻及び扶養遺族である子を有しない六十歳以上の妻にあつては十五万二千八百円(現行十五万四千二百円)にそれぞれ引き下げる。

二、施行期日

本法律は、平成十五年四月一日から施行する。